

静岡県告示第844号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和4年12月27日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
2-（3-メトキシフェニル）-2-〔（プロパン-2-イル）アミノ〕シクロヘキサン-1-オン及びその塩類（通称名MXiPr、Methoxisopropamine）	令和4年12月26日
N-メチル-1-（5-メチルチオフェン-2-イル）プロパン-2-アミン及びその塩類（通称名5-MMPA、Mephedrene）	令和4年12月26日
2-〔2-（4-エトキシベンジル）-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル〕-N,N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類（通称名Etazene、Etodesnitazene）	令和4年12月26日
N-（1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）-1-ヘキシル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類（通称名ADB-HEXINACA、ADB-HINACA）	令和4年12月26日
N-（1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル）-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類（通称名APP-BINACA、APP-BUTINACA）	令和4年12月26日

2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。